



No. 138

ティークレイク

Tea Break

ハインリッヒの法則

〇〇の法則という言葉をよく耳にします。例えば、「ハインリッヒの法則（1：29：300の法則）」、「パレートの法則（別名2：8の法則）」、「ランチェスターの法則（第1法則，第2法則）」等々。

「法則」というものは、法則に従わないケースは、非常に稀なケースであるとして考えるべき対象から外すことができるので便利です。

〇〇法則に合致しないケースについて、あれこれ悩むのは「下手な考え休むに似たり」に通じます。

「ハインリッヒの法則」とは、1件の重大事故の裏には29件のかすり傷程度の軽微な事故があって、さらにその後ろには、ヒヤリとしたりハッとしたりの事例（ヒヤリハット事例）が300件潜んでいるというものです。

私も、かつて都市ガス生産関係の仕事をしていた頃は、安全教育の一環で、「ヒヤリハット」事例集を前に、ヒヤリハット要因を抽出して危険感受性をアップさせたのでした。最近では、人間の危険感受性訓練を補完すべきコンピューターシステムの進歩・普及によって、大事故：中事故：「ヒヤリハット」事例の比率が1：29：300から、中事故：「ヒヤリハット」事例が少ない方向に変わってきているように思われます。

「ハインリッヒの法則」に似た例としては、「割り箸の法則」があります。100人の子供を遠足に連れていくと、必ず1人はお弁当の箸を忘れるということで、500人の子供を遠足に連れていく先生は5人分の箸を用意しておくということです。中には弁当自体を忘れる子供もいます。…。これは確率は大事故に相当するとして、ハインリッヒの法則によれば確率は1/330でしょうか？

「ハインリッヒの法則」が適用される代表例として、ビジネスにおけるクレーム発生率が挙げられます。例えば1件の大失敗の裏には29件の顧客から寄せられたクレームがあります。さらにその裏には、300件の事務所

所員が「ヒヤリハット」したがクレームとして顕在化しなかったケースが300件程度必ず存在するといえます。

会員に関する苦情事例集の件数に関しては、顧客から寄せられたクレーム件数が29件とすれば、顕在化しなかったヒヤリハット事例は300件ということになるかと思えます。

ついで、出願して、拒絶理由通知を受けた場合、クライアントから見れば、「ヒヤリハット」事例に該当すると言え、拒絶査定を招来し拒絶査定審判を請求する場合は、中事故、さらに拒絶審決を受け、審決取り消し訴訟を提起する場合は、大事故とも言えます。

この場合、「ハインリッヒの法則」が適用されるとすれば、比率は1：29：300になると推定されます。

最後に、「割り箸の法則」のように何人（件）中何人（件）の適用例について少し触れたいと思います。

発明王エジソンの生涯発明は、1,093件といわれており、そのうち三大発明（蓄音機、白熱電球、キネトスコープ（映写機））を含む成功発明は10件を下らないと考えられます。

中松義郎氏（ドクター中松）は、発明数3,200件以上といわれており、そのうち成功発明は、醤油チュルチュル、フロッピーディスクを始め、5件？を下らないと考えられます。

してみれば、発明成功率、すなわち成功発明数／発明数は、概略1/100～1/1,000ではないでしょうか？

宝くじ一等の当選確率は、500万分の1とも200万分の1ともいわれておりますので、発明成功率は、宝くじ一等当選確率に較べてはるかに高いです。

ただし、宝くじを買うのは簡単ですが、発明の場合は、発明して特許を取る必要があるので大変ですが、夢は宝くじよりもはるかに大きいと思います。（Tom Toc）